

委員長	事務局長	課長	主務係長 : 関係係長	書記
令和4年第11回委員会会議録				
1	開催年月日 令和4年5月20日(金)			
2	開閉会時刻 開会:午前10時30分 閉会:午前11時28分			
3	場 所 福岡市選挙管理委員室			
4	出席委員 稲員委員長、大石委員長職務代理人、江藤委員、石井委員			
5	事務局職員 事務局長、選挙課長、庶務係長、選挙係長			
6	傍聴者 なし			
7	議 題			
	(1) 議案			
	議案第8号 個人演説会等を開催することができる施設の指定について			
	議案第9号 個人演説会等の施設の設備の程度の承諾及び公職の候補者等が納付すべき費用の額の承認について			
	(2) 報告事項			
	① 選挙人名簿から抹消する者の数について			
	② 在外選挙人名簿登録者数について			
	③ 政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類に表示する証票の交付状況について			
	(3) その他			
	次回以降の委員会の開催予定日時			
	・令和4年6月6日(月)午前10時30分			
	・令和4年6月21日(火)午前10時30分			
	・令和4年7月14日(木)午前10時30分			
8	議事次第(○:出席委員、▲:事務局職員)			
	(1) 議案			
	議案第8号及び議案第9号について、事務局から説明を行い、審議の結果、出席委員の全会一致で可決された。			

(2) 報告事項
報告事項について、事務局から資料の説明・報告を行った。
(3) その他
・次回以降の委員会の開催日時は、資料記載のとおり決定した。
【質疑等】
○ 個人演説会等の施設の利用について、公民館以外の公営施設を利用した場合は有料となるのか。
▲ 公営施設の場合、公民館以外でも、同一施設ごとに1回目は無料となる。
○ 小学校や中学校の体育館を利用する場合はどうか。
▲ 1回目は無料となる。同じ学校で2回利用する場合は、2回目は利用した施設に応じた費用の支払いが必要となる。
○ 福岡市地域交流センターの使用料についても、1回目は無料となるのか。
▲ そのとおりである。
○ 立候補届出後の初日に、個人演説会等で施設が利用できないのはなぜか。
▲ 公職選挙法第163条に、個人演説会の開催日の2日前までに届出が必要な旨が定められていることから利用ができない。
○ 政談演説会も同じか。
▲ 政党が開催する政談演説会の場合は、立候補届出の翌日も利用が可能である。また、公費負担の定めはないため、1回目から有料となる。
○ 選挙管理委員会が発行する証票が貼っていない立札や看板があった場合はどのように対応しているのか。
▲ 選挙管理委員会の職員が現場に行き、看板等の状況を確認し、証票の貼り付けがない場合などは、名前や政治団体の連絡先等を確認し、撤去をお願いしている。
○ 違反した場合に罰則はあるのか
▲ 2年以下の禁錮又は50万円以下の罰金とされている。
○ 選挙管理委員は、在職中、いかなる場合も選挙運動がすることができないが、常に市民から誤解を受けないような行動を心掛けていくべきである。
衆議院議員選挙区画定審議会が今年6月までに改定案を勧告するようになっているが、福岡県第1区も見直し対象であり、福岡市の一部地域が他の選挙区

と合区されることが想定される。現状のやり方では、国勢調査のたびに区割り
改定が行われ、行政区や市町村を分断するようなことを延々と繰り返さなけれ
ばならない。区割り改定を行ったとしても今後も1票の格差の問題はなくなら
ず、また、2倍未満だったらよいという問題でもない。抜本的な改革が必要で
あり、選挙管理委員会からも国に要望していく必要がある。